

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年5月21日～2020年5月27日)

令和2年(2020年)5月28日

H E A D L I N E S

政治

クルスキ・ポーランド国営テレビ前社長の再任
マノフスカ新最高裁第一長官の任命
大統領選挙候補者に関する支持率調査
大統領選挙の実施規則関連法案に関する上院議長及び下院議長の発言
国内制限措置解除行程の第四段階移行の発表
大統領選挙の実施日に関する与党党首の発言
ドゥダ大統領とミラノビッチ・クロアチア大統領の電話会談
モラヴィエツキ首相とオルバン・ルーマニア首相のテレビ会談
ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談
米国のオープンスカイ条約脱退表明に関する外務省声明
第22戦術空軍基地における新型コロナウイルス感染者の発生
ヨウロヴァー欧州委副委員長の法の支配問題に関する発言
欧州議会におけるポーランドの法の支配に関する議論
ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相による特殊部隊の視察
チャプトヴィチ外相とゴンザレス・スペイン外相の電話会談
ポーランドによる西バルカン諸国への新型コロナウイルス感染症対策支援
ドゥダ大統領とボルソナーロ・ブラジル大統領の電話会談
チャプトヴィチ外相のチェコ及びハンガリー訪問

治安等

国営ラジオ局への抗議活動
ワルシャワ市内中心部で行われた企業関係者らによる抗議活動
グダンスクで発生した外国人襲撃事件
ウロツワフで発生したバス運転手襲撃事件
アフガニスタン人密入国者の拘束
ワルシャワでの車両窃盗団の摘発
情報戦に関する前国家安全保障局長の発言

経済

欧州委、「財政の盾」による大企業支援策を承認
EU復興基金に関するシマンスキEU担当大臣の発言
欧州委、新型コロナウイルス感染症対策の復興計画案を発表
4月の鉱工業生産
4月の小売販売
4月の財政赤字
4月の失業率
5分の2の中小企業が2～3年の回復を予測
建物への感染症対策に係る最先端技術の導入
バルティック・パイプラインに関するドゥダ大統領の発言
気候省による電気自動車補助金に係る検討
石炭生産動向

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先：大使館領事部 電話26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

クルスキ・ポーランド国営テレビ前社長の再任【22日】

22日、国家メディア評議会(RMN)は、21日に実施された投票の結果、クルスキ・ポーランド国営テレビ(TVP)前社長を同職に再任命したと発表し、同氏は25日に社長職に復帰した。クルスキ社長は、本年3月に国営テレビ局に20億ズロチの財政補填を行う法案の成立に際して辞任したが、3か月経たずに社長職に復帰したことになる。報道では、ドゥダ大統領が財政補填に関する法案に署名する条件として同社長の辞任を要求したとされており、野党はドゥダ大統領が与党「法と正義」(PiS)の決定に逆らえない最たる例であると批判している。

マノフスカ新最高裁第一長官の任命【25日・26日】

25日、大統領府は、ドゥダ大統領がマノフスカ最高裁判事を新たな最高裁判所第一長官に任命すると決定したと発表し、翌26日、同大統領が任命を行った。今回の第一長官の任命は、23日に最高裁判所総会で実施された投票により、第一長官の候補者5名が選出されたことを受け、実施されたものである。野党及び法曹関係者からは、最多かつ唯一過半数の票を獲得した候補者ではなく、その半数の得票しかないマノフスカ判事が任命された点や、マノフスカ判事と政府との関係が近い点について批判がなされている。

大統領選挙候補者に関する支持率調査【26日】

26日付ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISによる大統領選挙候補者の支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。同調査結果によると、現職のドゥダ大統領が支持率41.0%で首位を獲得した。第2位は、チシャスコフスキ候補(「市民連立」(KO))で支持率26.7%、第3位はハウオヴニャ候補(無所属)で支持率10.0%、第4位はコシニャク＝カミシュ候補(農民党(PSL))で支持率8.2%、第5位にはボサク候補(「同盟」(konfederacja))で支持率5.0%、第6位はビェドロン候補(「左派」(Lewica))で支持率3.0%であった。また、上位2名による決選投票では、回答者の49.6%がドゥダ大統領を支持、44.7%がチシャスコフスキ候補を支持し、5.

7%が「分からない」と回答した。

大統領選挙の実施規則関連法案に関する上院議長及び下院議長の発言【26日】

26日、グロツキ上院議長は、憲法の専門家が、下院の採択した大統領選挙の実施規則に関する法案に基づく大統領選挙の実施に疑義を強めていると述べ、ドゥダ大統領の任期満了後(8月6日以降)の大統領選挙実施の可能性に言及した。これを受け、同日、ヴィテク下院議長は、憲法は、大統領選挙を現職大統領の任期満了を迎える8月6日以前に実施せねばならないと明確に規定しており、大統領の空白期間が生じてはならないとし、現在の上院の状況及びグロツキ上院議長の行動を憂慮していると述べた。

国内制限措置解除行程の第四段階移行の発表【27日】

27日、モラヴィエツキ首相は、日常生活及び経済活動における国内制限措置の解除行程の第四段階への移行を発表した。同発表によると、5月30日より、屋外かつ2mの距離を確保できる場合にマスク等の着用義務が解除されるほか、150人以下の屋外での集会及びコンサートが可能となる。また、商業店舗やレストラン等の飲食店における入店人数制限が解除される。6月6日からは、映画館、劇場、フィルハーモニー等の文化施設、スポーツジム、プール、フィットネスクラブ等のスポーツ施設、日焼けサロンやマッサージ店等の営業再開が可能となる。

大統領選挙の実施日に関する与党党首の発言【27日】

27日、「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首、連立与党「合意」のゴヴィン党首及び「連帯ポーランド」党首のジョプロ法務大臣が共同記者会見を行い、大統領選挙の実施日について発言した。カチンスキ党首は、野党を念頭に、憲法規定に沿う解決策を依然として拒否する勢力が存在するとし、ドゥダ大統領が任期満了を迎える8月6日以前に大統領の選出が可能な最後の期日は6月28日であると述べ、再度の実

施日変更の可能性はないと強調した。また、同党首は、もし選挙実施に反対する試みが生じた場合は、

民主主義の基盤である選挙の実施のためにあらゆる手段を行使する旨述べた。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とミラノビッチ・クロアチア大統領の電話会談【21日】

21日、ドゥダ大統領は、本年2月に就任したミラノビッチ・クロアチア大統領と、初めての会談となる電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)終息後の経済復興戦略及び両国の政治情勢につき協議した。会談において、両大統領は、EUレベルでの全ての加盟国を対象とする野心的な政策が、経済復興における重要な役割を果たすべきであると強調した。また、両大統領は、本年秋にエストニアで開催予定の首脳会合を踏まえ、三海域協カインシアティブの発展について議論した。

モラヴィエツキ首相とオルバン・ルーマニア首相のテレビ会談【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、オルバン・ルーマニア首相とテレビ会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の情勢、同感染症対策の経験共有、二国間関係、地域問題等につき協議した。また、モラヴィエツキ首相は、同会談において、ポーランドで実施されている経済支援政策である、危機対策パッケージ及び「財政の盾」について説明した。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談【22日】

22日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を受けた欧州経済及び政治の将来について協議した。両大統領は、経済問題について、欧州地域における深刻な不況の防止対策は、EUレベルのイニシアティブで実施されるべきとの考えを示した。また、ドゥダ大統領は、独仏による欧州復興基金に関する提案に対し、本提案を肯定的に評価するものの、財源、資金の配分及び支援の性格の詳細が重要な要素と考えており、他国政府との対話を通じ、この詳細の策定に積極的に参加する用意があると述べた。

米国のオープンスカイ条約脱退表明に関する外務省声明【22日】

22日、ポーランド外務省は、21日の米国政府によるオープンスカイ条約の脱退表明を受け、声明を発表した。同声明において、オープンスカイ条約は、長年にわたり、欧州安全保障の重要な要素であるが、ロシアによる同条約の履行に関する挑戦が発生しており、同盟諸国によるロシアの完全な条約の履行への回帰に向けたこれまでの取り組みが、成果に結び

つかなかったことは残念であると表明している。

第22戦術空軍基地における新型コロナウイルス感染者の発生【24日】

24日、第22戦術空軍基地(マルボルク所在)において、9名の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が確認された。なお、同基地は通常の勤務態勢を維持しているものの、部隊は保健衛生上の措置がとられている。

ヨウロヴァー欧州委副委員長の法の支配問題に関する発言【25日】

25日、ヨウロヴァー欧州委員会副委員長は、欧州議会法務委員会にて、欧州人民党(EPP)所属議員等による、法の支配問題におけるポーランド及びハンガリーへのより厳しい対応を求める発言を受け、加盟国の法の支配状況とEU予算を結びつけるため、自身のあらゆる権限を行使する旨発言した。また、同副委員長は、ポーランドの法の支配に関するEU条約第7条手続きを継続していくと述べた。

欧州議会におけるポーランドの法の支配に関する議論【25日】

25日、欧州議会市民の自由・司法・内務委員会(LIBE)にて、ポーランドの法の支配の状況に関する報告書案について議論が行われた。同報告書では、ポーランドの司法制度改革、選挙法、集会の自由、中絶の権利、LGBTに対する差別等につき記載されており、ポーランドの状況はEU条約第7条手続きの開始以降悪化していると評価し、欧州委員会及び欧州理事会に対して断固とした対応を求めた。

ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相による特殊部隊の視察【25日】

25日、ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相が特殊部隊(グリヴィツェ所在)による訓練展示を視察し、同部隊に配備された最新式の装備品を確認した。同視察において、同国防相は、特殊部隊兵士の給料・手当の増額について言及するとともに、最近同部隊に配備された最新鋭のヘリコプターについて触れ、今後も引き続き、同ヘリコプターの調達を継続する旨述べた。また、軍が任務を遂行する上で、利便性を高め、かつ安全を強化する高品質な装備品を装備できるようあらゆる努力を払うと言及した。

チャプトヴィチ外相とゴンザレス・スペイン外相の電話会談【26日】

26日、チャプトヴィチ外相は、ゴンザレス・スペイン外相と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）情勢を踏まえ、国境の再開放、国内措置の解除及びEUレベルでの連携につき協議した。同会談では、バカンスシーズンの到来を前に、観光業界の問題について特に注意が払われた。また、両外相は、二国間関係の重要性と緊密な協力の継続を強調し、多数の交換留学生はじめとする盛んな人的交流について言及した。

ポーランドによる西バルカン諸国への新型コロナウイルス感染症対策支援【26日】

26日、西バルカン諸国への新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策支援のため、6万リットルの消毒液や60万枚の医療用マスクを含む約70トンの支援物資を積んだトラックが西バルカン地域の6か国（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、コソボ、北マケドニア、セルビア）に向けて出発した。出発式に参列したシンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、ポーランドの支援は西バルカン地域の重要性の証拠であり、同諸国との関係なくして欧州統合が終了したとは言えないと述べた。

ドゥダ大統領とボルソナーロ・ブラジル大統領の電話会談【27日】

27日、ドゥダ大統領は、ボルソナーロ・ブラジル大統領と電話会談を行った。両大統領は、両国の国交

樹立100周年を祝賀し、二国間協力の深化と両国の国際的な地位の強化に向けた意志を確認した。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）情勢についても議論され、両大統領は、両国は二国間の経済関係と投資の活性化を志向しており、同感染症の危機からの脱却にも資すると強調した。

チャプトヴィチ外相のチェコ及びハンガリー訪問【27日】

27日、チャプトヴィチ外相は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大後で初となる外遊として、チェコ及びハンガリーを訪問した。同外相は、両国にてそれぞれペトシーチェク・チェコ外相、シーヤールトー・ハンガリー外務貿易相と会談を行い、V4及び三海域協カイニシアティブでの協力、同感染症による危機からの脱却、経済制限措置の解除計画等につき協議した。

チャプトヴィチ外相は、ペトシーチェク外相との会談にて、V4協力について、2020年はV4協力30周年にあたり、V4の成功は様々な国際機関において4か国が共通の立場の調整に努めた賜であると述べた。また、シーヤールトー外相との会談では、三海域協力に関し、潜在的投資国である米国等の第三国の参画が可能な重要事業の選定が必要であると、三海域協カイニシアティブ投資基金へのハンガリーの参加に関するシーヤールトー外相の宣言をうれしく思うと述べた。

治 安 等

国営ラジオ局への抗議活動【23日】

23日、政府専用機墜落事故10周年に際し、墓地が一般市民に閉鎖される中で与党「法と正義」（PiS）のカチンスキ党首が墓地を訪問したことを批判する曲が国営ラジオ第三局「トルイカ（Trojka）」における人気曲ランキング撤回されたことに抗議する集会在同ラジオ局前で開催され、警察官によってデモ参加者の女性が拘束された。警察は同女が身分証の提示に応じなかったことから身柄を拘束したもので、抗議内容自体は拘束理由と関係ないとしている。

ワルシャワ市内中心部で行われた企業関係者らによる抗議活動【23日】

23日、ワルシャワ市内で、企業関係者らが政府の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による経済悪化や集会禁止措置等に抗議する大規模集会を実施し、ワルシャワ市内中心部をデモ行進した。同集会は先週に引き続き、ワルシャワ市や関係当局の許可を得ないまま強行されたもので、警察は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の不備等を理由に、デモ隊に再三解散するよう求めたものの、デモ隊がこれを無視したため、同活動主催者らの身柄を拘束し、強制散会させた。

グダンスクで発生した外国人襲撃事件【23日】

23日、グダンスク市内のコンビニエンスストア前で27歳の男がウクライナ人男性に差別的な暴言を浴びせた上で暴行する事案が発生した。被疑者の身柄は警察に拘束されており、10か月の自由剥奪が科せられる見込み。

ウロツワフで発生したバス運転手襲撃事件【24日】

24日、ウロツワフ市内で市バス運転手がバスを運転中、21歳の男に因縁を付けられ、顔を殴られる等の暴行を受ける事案が発生した。事件当時、被疑者は酒に酔っていたとされ、同行者がバスに乗り遅れたことに腹を立て、暴行に及んだとされる。被疑者には2年以下の自由剥奪が科せられる見込み。

アフガニスタン人密入国者の拘束【25日】

21日、ポーランド・スロバキア国境近くのバルヴィネクで、果物運搬トラックに潜んで密入国を試みたアフガニスタン人2名を拘束した。同事案は、トラック運転手が荷台からの異音に気づき、税関に通報したことから発覚したもの。被疑者は、ギリシャで密入国あつせん業者に約4,000ユーロを支払いトラックに密

航し、最終目的地はドイツであったと供述している。

ワルシャワでの車両窃盗団の摘発【26日】

警察は、4月下旬にワルシャワ市内でGPSジャマ一等の特殊機器を使用して15万ズロチ相当の車両を盗んだ容疑で男2名を拘束した。被疑者は車両窃盗団のメンバーとみられ、本件以外にも複数の車両窃盗に関与した疑いがある。今次摘発は、ワルシャワ首都警察の車両窃盗対策特別チームの主導で実施された。

経 済

経済政策

欧州委、「財政の盾」による大企業支援策を承認【25日】

25日、欧州委員会は、ポーランド開発基金(PFR)による「財政の盾」による大企業向け支援の一部(100億ズロチ(約22億ユーロ))を承認した。同事業を通じた大企業支援は総額250億ズロチを予定しており、モラヴィエツキ首相は、欧州委に対して残りの部分についても早期承認を要請した。なお、欧州委は4月27日に同事業による約750億ズロチ(約166億ユーロ)の零細・中小企業への支援を承認済みである。

EU復興基金に関するシマンスキEU担当大臣の発言【26日】

26日、欧州委員会による復興基金の提案に先立ち、シマンスキEU問題担当大臣は、ポーランドが同委員会の提案を支持するかどうかは、多様な加盟国のニーズに対する公平な資金配分及び各国の繁栄状況に応じた客観的な基準に基づく負担分担がなされるかによると述べた。また、ポーランドはEUの予算制約を超えてEUの借入枠を拡大することには好意的であるが、第一に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によって被害を受けた全加盟国及び全分野に公平に支援が提供されることを期待していると述べた。同大臣は、観光、インフラ、農業、輸送、医療、雇用の保護をポーランドにとって優先度が高い分野として挙げ、これらのニーズに資金手当を行うべく、EUは税金詐欺により真剣に取り組むべきであり、また、新たな課税方法という未活用の資金源があると発言した。

情報戦に関する前国家安全保障局長の発言【27日】

ポルコ前国家安全保障局(BBN)長はポータルサイト Do Rzeczy のインタビューでロシアによる偽情報拡散に言及し、ポーランドがサイバー空間におけるロシアとの情報戦に勝利するためにはより攻撃的なアプローチが必要であり、ロシアが偽情報を利用してポーランドの世論操作を行っているのであれば、ポーランドも同様のアプローチを行うべきなどと述べた。

欧州委、新型コロナウイルス感染症対策の復興計画案を発表【27日】

27日、欧州委員会は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)からの経済回復に向けた復興基金案及び次期多年度財政枠組み案を発表した。同基金の規模は7,500億ユーロで、うち5,000億ユーロを補助金、残りの2,500億ユーロを融資で実施する計画。なお、同基金と次期多年度財政枠組みからの予算手当を合わせると、復興計画案は総額1兆8,500億ユーロとなる。報道によると、同復興計画において、ポーランドは補助金及び融資で総額約638億ユーロの支援を得られる見込み。補助金では、イタリア、スペイン、フランスに次ぐ376.9億ユーロ、融資では、イタリア、スペインに次ぐ261億ユーロを得られるとの試算。

モラヴィエツキ首相は、記者会見において今次提案を称賛し、ポーランドは繰り返し「野心的な」財政枠組みの考えを提案していたが、最新案はポーランドの提案を踏まえたものとなっており、西欧のパートナーの理解を得られることができたことと述べた。また、提案ではポーランドが重視する結束政策(550億ユーロ増)、農業(230億ユーロ増)といった分野の予算を大幅に増額しており、両分野においてポーランドが相当額の資金を得られる見込みであるとした。また、気候関連の「公正な移行基金」についても、増額(75億ユーロから395億ユーロ)はポーランドにとって大きな成功であるとした。同首相は、拡大されたEU予算は、同感染症後に欧州に待ち受けている新たな現実の観点からも特に重要であり、とりわけインフラ、輸送、エネルギー分野への新たな投資が必要であるとした。

マクロ経済動向・統計

4月の鉱工業生産【21日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の鉱工業生産は対前年同月比24.6%減、対前月比25.5%減と

急激に減少した。これは、専門家の予測していたマイナス10%を大きく下回る結果となった。鉱工業生産の減少は、新型コロナウイルス感染症(COVID-

19)の影響による受注減や就業時間の短縮、工場の稼働停止等によるものである。急激な落ち込みが見られたのは自動車・自動車部品(78.9%減)、革製品(69.4%減)、家具(50%減)で、生産が増加したのは医薬品部門(14.8%増)のみであった。

4月の小売販売【22日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の小売販売は対前年同月比22.9%減、対前月比12.3%減と急激に減少した。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による制限措置が大きく影響した。対前年同月比では、自動車(54.4%減)、ガソリン(32.9%減)、繊維・衣服(63.4%減)で急激な落ち込みが見られた。一方、ネット販売は対前月比27.7%増となった。

4月の財政赤字【25日】

財務省によると、4月末時点の財政赤字は189億

ズロチに上った(前年同期の財政赤字は7,500万ズロチ)。同月の個人所得税(PIT)及び法人所得税(CIT)の税収はそれぞれ対前年同月比25%減、58%減で、付加価値税(VAT)の税収は10.8%減となった。税収が減少する一方で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連支出により、歳出は増加している。財務省は、COVID-19発生期間中、政府支出の上限を設定する歳出安定化ルールを一時停止させるべく、公共財政法の改定を検討している。同省は、マクロ経済の状況に応じ、2~4年以内にはEUで求められている同歳出安定化ルールに立ち戻る必要があるとした。

4月の失業率【26日】

中央統計局(GUS)によれば、4月の失業率は5.8%と前月から0.4%増となり、4月末時点の登録済み失業者数は96万5,800人となった(3月末時点では90万9,900人)。

ポーランド産業動向

5分の2の中小企業が2~3年の回復を予測【25日】

リース会社EFL(Europejski Fundusz Leasingowy S.A.)が、4月20日~30日の間、600の中小企業の代表を対象に行った調査によれば、40%の中小企業が明確な経済回復には2~3年かかると考えている。45%の中小企業が2021年内の回復は難しいと考えており、2020年内の回復に期待している中小企業は9%にとどまる。また、77%の中小企業が状況の悪化を予測し、状況は変化しな

いと予測は15%であった。

建物への感染症対策に係る最先端技術の導入【25日】

不動産開発会社 Ghelamco は、ワルシャワ工科大学の研究者の協力により、感染症対策としてポーランドの建物に最先端技術の導入を開始した。空気を循環させず新鮮な空気のみを利用する換気システムや殺菌効果のあるUV照明システム等が導入される。

エネルギー・環境

バルティック・パイプラインに関するドゥダ大統領の発言【24日】

ドゥダ大統領は、バルティック・パイプラインの建設により、ポーランドはエネルギーに関して完全に独立し、ロシアとのガス供給契約の締結を自由に判断できると述べた。また、同大統領は、シフィノウイシチェのガスターミナルもポーランドのエネルギーの独立性に大きく貢献すると付言した。バルティック・パイプラインの建設は2020年5月初旬から始まっており、2022年10月1日の完成が予定されている。

気候省は、6月または7月に電気自動車のための新たな法案を提案する可能性がある。12.5万ズロチ以下の電気自動車の購入者が、1万8,700ズロチの補助金を受給できる仕組みが検討されている。さらに同省は、補助金の所得税免除も検討している。

気候省による電気自動車補助金に係る検討【25日】

石炭生産動向【26日】

中央統計局(GUS)によれば、ポーランドの4月の石炭生産量は420万トン、前年同期比20.6%減、先月比16.3%減であった。また、2020年第一四半期の生産量は1,950万トンで、前年同期比6.8%減となった。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェン

ゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年5月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入

国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることであり、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります(5月30日以降、屋外かつ2mの距離を確保できる場合に限り、同義務は解除予定)。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300, Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)